

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

No.	項目	コメントの概要	金融庁の考え方
1	IV-1-11	本規定は、今般の法人税法基本通達改正の内容を受けて追加された項目という理解でよいか。	最近における法人等向け保険商品の開発・販売状況を踏まえたものです。
2	IV-6-4	本規定の改正前後で、商品審査における貴庁の方針に変更はなく、本規定は従来の審査の観点の明確化であるという理解でよいか。	貴見のとおりです。 本改正は、保険商品審査の段階から、商品の狙い・見込み顧客層、保険募集管理等の態勢整備の状況を確認することを明確にするものです。
3	IV-6-4	商品認可事項ではない販売上の留意点等や付帯サービス等について、様々な監督手法がある中で、今般、商品審査の過程において確認することとされた理由をご教示いただきたい。	商品認可申請時の説明内容と募集現場の実態が大きくかけ離れているとすれば、商品認可制度の意義をも失いかねません。このため、これまでも新たな商品の審査の過程において、募集態勢を確認するとともに、当該商品と関連性が大きい付帯サービスについては、そのサービスの内容についても確認してきました。今回の監督指針の改正は、こうした確認のための様式（顧客保護関連情報）を予め提示することにより、審査の透明性を高め、効率的な審査を行うためのものです。
4	IV-6-4	監督指針の改正日を跨いで商品審査が継続するケースにおいては、今般改訂・新設される資料様式（概要書・顧客保護関連情報）での再提出は原則不要であるものの、付帯サービスの内容等のヒアリングを行った結果、必要に応じて新様式での再提出を求めることはあり得る、という理解でよいか。	貴見のとおりです。 なお、資料様式については、異なる形式の書面であっても必要事項の記載がなされている場合には問題はありますが、必要に応じて、追加情報の補充を求めることはあると考えます。
5	IV-6-4(2)	商品審査において、認可外の事項である付帯サービスについて詳細報告を求めることとなった背景経緯を伺えますでしょうか。	自動車保険の付帯サービスとしてロードサービスは多くの保険会社で提供されていますし、近年は、健康増進型保険、認知症保険、介護保険等に付帯したサービスを各社が提供し始めており、その付帯サービスを保険募集場面で

No.	項目	コメントの概要	金融庁の考え方
			<p>訴求して販売するケースも増えているところです。こうした現状を背景として、付帯サービスは保険契約の内容そのものではありませんが、保険契約と一体のものとして契約者の判断にどのような影響を及ぼしうるか、契約者保護等の観点から確認するものです。</p> <p>なお、これまでも新たな商品の審査の過程において、商品と関連性が大きい付帯サービスについては、そのサービスの内容について確認してきましたが、今回の監督指針の改正は、こうした確認のための様式（顧客保護関連情報）を予め提示することにより、審査の透明性を高め、効率的な審査を行うためのものです。</p>
6	IV-6-4(2)	<p>監督指針の改正日以前においても、商品審査の過程において、必要に応じて、付帯サービスの提供有無や当該サービスの内容等について保険会社との意見交換がなされているものと認識している。今回の改正は、現在行われている商品審査における確認事項を実態に即して明示したものであって、監督指針の改正日以降、例えば、商品審査の過程において、付帯サービスの具体的な内容が不確定であることのみをもって直ちに商品認可を妨げるものではない、という理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
7	IV-6-4(2)	<p>「ここに言うサービスとは、保険契約に加入することの判断に参考となるべき事項（保険業法施行規則第 227 条の 2 第 3 項第 2 号（以下、「規則第 227 条の 2 第 3 項第 2 号」という）に該当するものとする」との記載があるが、具体的にどのような付帯サービスが該当するかご教示いただきたい。</p>	<p>保険契約と関連性が大きい付帯サービスを想定しており、給付事由発生前後において給付と一体となって提供されるものなどが考えられます。例えば、自動車保険の付帯サービスとしてのロードサービスなどを想定しています。</p>
8	IV-6-4(2)	<p>付帯するサービスが規則第 227 条の 2 第 3 項第 2 号に該当するかどうかの判断は、保険会社において行うという理解でよいか。</p>	<p>一義的には保険会社の判断によります。なお、審査の過程で、その該当性の判断根拠を確認する場合があります。</p>
9	IV-6-4(2)	<p>「特定の商品に付帯して新たなサービスを提供する」とあるが、例えば以下の場合について監督指針IV-6-4 別紙 1（顧客保護関連情報）の記載対象となる</p>	<p>左記例示については、以下のとおりです。</p> <p>①特定の商品の販売時期とサービス付帯の時期が異なる</p>

No.	項目	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>のかお考えをお示しいただきたい。</p> <p>(例)</p> <p>①商品審査時点で、特定の商品の発売時には付帯しないが、特定の商品の発売後に新たなサービスを付帯することを検討している場合</p> <p>②特定の商品の発売と同時に割引提供を紹介する場合</p>	<p>る場合においても、記載の対象となります。なお、商品認可申請時点で新たなサービスの内容が確定していない場合でも、検討中のものがあるのであれば、その時点で説明可能な内容を記載していただくことを考えています。</p> <p>②提供されるサービスが、認可申請(届出)しようとする保険契約に加入することの判断に参考となるべき事項であるか否かによります。</p>
10	IV-6-4(2)	<p>既に提供済のサービスであるが、商品認可申請・届出に併せて大幅な改定・変更を行う規則第 227 条の 2 第 3 項第 2 号に該当するサービスについては、「商品審査の過程において確認する新たなサービス」に含まれると考えてよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
11	IV-6-4(2)	<p>既に提供済のサービスであり、商品認可申請・届出に併せて特に大きな改定や変更がない規則第 227 条の 2 第 3 項第 2 号に該当するサービスについては、「商品審査の過程において確認する新たなサービス」に含まれないと考えてよいか。</p>	<p>すでに提供しているサービスを申請する商品にも提供する場合は、原則として記載は不要です。</p> <p>しかし、保険契約と一体のものとして契約者の判断にどのような影響を及ぼしうるか確認するという観点から、申請する商品に既に提供済のサービスを提供する場合は、</p>
12	IV-6-4(2)	<p>商品認可申請・届出に併せて当該商品に新たに提供する規則第 227 条の 2 第 3 項第 2 号に該当するサービスであるが、他の商品において既に提供済のサービスであれば、「顧客保護関連情報」に「既に提供済のサービスと同様である」旨の記載をするという理解でよいか。</p>	<p>「既に提供済のサービスと同様である」旨を記載いただきたいと考えます。なお、「既に提供済のサービスと同様である」旨を記載いただいた場合であっても、審査の過程の中で、必要に応じて付帯サービスの内容等を確認する場合があります。</p>
13	IV-6-4(2)	<p>「特定の商品に付帯して新たなサービスを提供する」とあるが、例えば以下の場合について監督指針IV-6-4 別紙 1 (顧客保護関連情報) の記載対象となるのかお考えをお示しいただきたい。</p> <p>- 特定の商品の発売と同時に既に他の商品に提供しているサービスを提供する場合</p>	

No.	項目	コメントの概要	金融庁の考え方
14	IV-6-4(2)	複数の商品に自動付帯されるような汎用的なサービスの場合は、規則第 227 条の 2 第 3 項第 2 号に該当するサービスに含まれないと考えてよいか。	汎用的なサービスか否かにかかわらず、提供されるサービスが、認可申請(届出)しようとする保険契約に加入することの判断に参考となるべき事項であるか否かによります。
15	IV-6-4(2)	保険会社が提供するサービスには、保険商品に付帯され保険契約者等に対し共通に提供されるものだけでなく、例えば、契約後の自社契約者限定で、契約者の選択により受けられる会員限定サービスなどもあります。保険契約者等がそれらの違いを明確に認識できる措置が講じられていれば、保険募集時に使用するパンフレット等の中の同一視野に表示することは許容されると認識しています。これらの保険会社が自社契約の契約者に対して独自に提供するサービスは、今般の改正で商品審査の対象として記載を求められる「特定の商品に付帯して提供するサービス」には当たらないとの理解でよいでしょうか、見解をお聞かせください。	提供されるサービスが、保険契約に加入することの判断に参考となるべき事項に該当する場合は、記載対象となるものと考えます。
16	IV-6-4(2)	保険商品数理に直接的に影響のない、保険会社の社費の範囲内で実施する付帯サービスについては、契約者保護の観点から保険商品審査の過程で確認するという理解でよいか。	新たな商品の認可申請(届出)時において、保険契約に加入することの判断に参考となるような付帯サービスの提供を想定している場合は、その概要について確認いたします。
17	IV-6-2 別紙 1、3 IV-6-4 別紙 1、2	「商品の概要書」の一部を「顧客保護関連情報」に移したうえで、「顧客保護関連情報」の様式を新設された理由をご教示いただきたい。	募集態勢や付帯サービスなど、保険商品そのものの内容以外の部分の記載を充実するにあたり、概要書の位置づけを明確にすべく、「保険商品の内容」と「それ以外」で様式を分けることとしました。
18	IV-6-4 別紙 1、2	「顧客保護関連情報」は、商品認可申請・届出時に必ず添付する様式と考えてよいか。例えば、既存商品の料率のみの改定等や、記載項目に影響しない商品認可申請・届出時に提出を省略することは可能か。	様式については、あくまでも参考様式であり、必ずしもその形式に沿わない申請を排除するものではありませんが、必要に応じて添付をお願いする場合があります。

No.	項目	コメントの概要	金融庁の考え方
19	IV-6-4 別紙 1、2	「顧客保護関連情報」は、当該商品認可申請・届出により影響を受ける項目についてのみ記載し、それ以外の項目については「本項目は影響なし」や「一」等を記載するという理解でよいか。	貴見のとおりです。なお、審査の過程の中で、必要に応じて付帯サービスの内容等を確認する場合があります。
20	IV-6-4 別紙 1、2	商品認可申請・届出が不要な商品（特約自由の商品等）については、「顧客保護関連情報」の提出は不要という理解でよいか。	貴見のとおりです。
21	IV-6-4 別紙 1、2	「顧客保護関連情報」は、「記載上の留意点」のとおり、概要書作成時点に想定している内容を記載する書式であることから、商品認可申請・届出後に「顧客保護関連情報」の記載内容に変更が生じた場合であっても、再作成は原則不要という理解でよいか。	商品審査の過程で「顧客保護関連情報」の記載内容に変更が生じた場合は、提出済み資料の補正等を求めることがあります。
22	IV-6-4 別紙 1、2	「顧客保護関連情報」には、機関決定していない場合でも提出時点での検討内容を記載することでよいか。また、「顧客保護関連情報」の記載内容が機関決定されていないことにより、保険商品審査が行われず、または中断することはないという理解でよいか。	貴見のとおりです。 なお、商品認可申請時点で内容が確定していない場合でも、検討中のものがあるのであれば、その時点で説明可能な内容を記載していただくことを考えています。
23	IV-6-4 別紙 1、2	商品認可申請・届出を伴わず、規則第 227 条の 2 第 3 項第 2 号に該当するサービスのみを追加する場合は、「顧客保護関連情報」の提出は不要という理解でよいか。	貴見のとおりです。 ただし、商品認可申請時点で新たなサービスの内容が確定していない場合でも、検討中のものがあるのであれば、その時点で説明可能な内容を記載していただくことを考えています。なお、ご質問のようなケースでは、当該商品の改定時などに、「既に提供済のサービスと同様である」旨を記載いただくことになろうかと思われそうですが、その際の審査の過程の中で、必要に応じて付帯サービスの内容等を確認する場合があります。
24	IV-6-4 別紙 1、2 項番 2	「顧客保護関連情報」の「販売チャネル」には、自社の呼称を用いて記載することで問題ないか。また、特定のチャネルに限定しない場合は「全チャネル」等の記載をするという理解でよいか。	社内独自の呼称でも結構ですが、どのような販売方法を想定しているのかがわかるように記載していただきたいと考えております。

No.	項目	コメントの概要	金融庁の考え方
25	IV-6-4 別紙1、2 項番3	「顧客保護関連情報」の「販売対象」について、例えば、一般的な個人向け商品等特定の顧客層を想定しない場合は、「個人全般」等を記載し、根拠となるニーズや分析結果等の記載は不要という理解でよいか。	貴見のとおりです。
26	IV-6-4 別紙1 項番5	記載の求められている「保険契約の維持を推奨する期間」および「維持すべき最低限の期間」については、例えば、以下のような期間をいう、という理解でよいか。 (例) －伝統的な定期保険、終身保険等： 「保険契約の維持を推奨する期間」→全保険期間 「維持すべき最低限の期間」→全保険期間 －低解約払戻金型商品： 「保険契約の維持を推奨する期間」→全保険期間 「維持すべき最低限の期間」→低解約払戻金期間終了時まで	貴見のとおりです。 なお、商品認可申請時の説明内容と募集現場の実態が大きくかけ離れることのないように、商品開発部門と募集部門等で議論の上、各社の実態に応じた内容を記載していただきたいと考えております。
27	IV-6-4 別紙1 項番7(3)、 別紙2 項番6(3)	「サービスの提供に関する契約関係及び費用負担（自社、委託会社、顧客それぞれの内訳）」とあるが、委託会社や提携先の費用負担の詳細は先方の内部情報であり保険会社が知り得ない情報もあると考えられるため、「内訳」は保険会社が知りうる範囲で記載すれば足りる、という理解でよいか。	貴見のとおりです。
28	IV-6-4 別紙1 項番7(3) 別紙2 項番6(3)	「顧客保護関連情報」の「特定の保険商品に付帯するサービス(3)」の費用負担に係る記載方法は、以下の認識で相違ないか。 1. 原則として負担者（自社、委託会社、顧客）とそれぞれの負担割合を記載する。 2. 保険会社以外が負担者になり、費用が判明しないときはその旨を記載する。 3. 全額を社費で負担している場合は、「自社100%」と記載する。	貴見のとおりです。

No.	項目	コメントの概要	金融庁の考え方
29	IV-6-4 別紙1 項番9(1)、 別紙2 項番8(1)	「概要書作成時点に想定している内容を記載する」とあるが、監督指針本文においては、「商品審査の過程において」サービスの内容等を確認するとある。これは、概要書作成時点においては新たなサービスを想定しておらず、別紙1（顧客保護関連情報）に記載しなかった場合であっても、商品審査終了までに新たなサービスが想定されるようになったときは、その旨記載されることが望ましい、という理解でよいか。	貴見のとおりです。ただし、効率的な審査の観点から、必ずしも別紙1（顧客保護関連情報）の再提出を求めるものではなく、それ以外の方法によるものでも対応してまいります。
30	IV-6-4 別紙1 項番9(3) 別紙2 項番8(3)	「顧客保護関連情報」の「記載上の留意点等(3)」でいう「募集資料案に関する資料等」とは、顧客に渡すパンフレットや重要事項説明書案ではなく、顧客への主な商品説明のポイントを記載した資料等を想定しているという理解でよいか。	商品認可申請時点でパンフレットや重要事項説明書案は確定していないと思われるので、顧客への主な商品説明のポイントを記載した資料等を想定しています。その中で、例えば、当該商品の位置づけに基づき申請段階で保険会社が想定する、商品自体の説明や顧客に理解頂きたい点、また当該商品の活用方法や営業上の話法で重視する点など、前広に説明いただきたいと考えております。
31	IV-6-4 別紙2 項番5(2)	「保険金支払管理態勢」の「損害査定スキーム」が記載事項として挙げられているが、どこまでの記載が求められているのか不明瞭である。記載の粒度をある程度示していただきたい。また、技術革新により販売当初から査定スキームが大きく変更することも想定されるが、あくまでも販売時に想定している査定スキームの記載でよい認識でよいか。	どの程度詳細に記載するのかは、一義的には保険会社の判断によります。具体的な証跡書類名などの記載をつぶさに求めるものではありませんが、損害査定スキームが把握できるような記載をお願いいたします。 また、損害査定スキームは、販売時に予定しているスキームを記載していただくことを想定しています。
32	その他	法人等向け保険商品の設計上の留意点として、保険本来の趣旨を逸脱するような募集活動につながる商品内容となっていないかという観点を明示するのは、非常に時宜にかなった改正と理解する。一方で拙速な改正は、保険会社のガバナンスに悪影響を及ぼすことを懸念する。例えば、一時期、ERMの推進が叫ばれた時代があった。これも時宜にかなった改正ではあったが、一方で、これが社内政治の原因となり、例えばリスク管理統括担当役員が経営数理担当役員を裏で貶めようとした等、よく巷で言われるようなことが頻発し、保険	貴重なご意見として承り、今後の参考とさせていただきます。

No.	項目	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>会社の経営を歪めてしまったことは記憶に新しい。我が国の保険会社の文化も踏まえ、慎重な監督をお願いしたい。</p>	
33	その他	<p>「保険会社向けの総合的な監督指針」だが、このような指針を出すなら税金の事に対して正確な回答を得られる相談ダイヤルを設けるべきではないか。具体的な事案に対して国税庁も所轄も保険の知識が無い相談員が多くて当てにならない。</p> <p>現状、非常に困っているのは、「法人で支払っていた医療保険を勇退時に被保険者に譲渡し契約者を変更した場合、その後に生じた保険金の支払い時に非課税となるか。」という案件。普通に考えると契約者を変更しても負担者が法人だったのだから受け取る保険金は課税と思われるのだが、ほとんどの保険会社は、医療保険は非課税なので自信を持って販売してほしいと言われる。2017. 4. 13 の札幌高裁の事案でも、保険会社が自信を持って販売しろと言った商品が後に税法上の取り扱いの見解の相違でお客様に大変な迷惑をかけている。この事案で保険会社が責任を取ったのかというと、何もなかったかの如く営業をしている。こんなのは保険会社へのペナルティとして責任を取らせるべきではないかと考える。保険会社のデタラメな見解で損害を被るのは、いつも募集人とお客様である。保険会社の言う非課税はコンプライアンス違反ではないか。</p>	<p>税務上の取扱い等に関して、金融庁は考えを述べる立場にはありませんが、貴重なご意見として承り、今後の参考とさせていただきます。</p>
34	その他	<p>保険代理店に勤めている者です。</p> <p>法人保険の商品や販売方法についての事ですが、保険本来の趣旨を逸脱した募集行為が横行しているのは募集人の責任ではありません。保険会社には募集人向けの営業担当者がいますが、この担当者から販売方法を教わっている訳で、元はと言えば「こういう売り方をしなさい」と言っているのは保険会社です。</p> <p>また、わざわざ改正された税制などに合わせた商品を開発するのですから、募集人は踊らされているに過ぎません。法人保険は所謂、法人の資金を経営者</p>	<p>貴重なご意見として承り、今後の参考とさせていただきます。</p>

No.	項目	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>に移転する行為を取り締まるための改正をしてきた歴史があります。保険会社の中には「支払調書が変更になったのは個人契約の相続贈与の申告のため」などと説明している営業担当がいます。</p> <p>法人個人間の資金移転行為は、定期保険でも医療保険でもシッカリと取り締まるべきです。医療保険の支払調書が発行されないのをいい事に、法人の医療保険を積極的に販売させるのは如何なものか。</p> <p>こうした税制の勝手な解釈で被害に遭うのはいつも現場です。損金算入の可否は入り口の話ですが、トラブルになるのは保険金支払い時の出口です。入り口を取り締まるだけでなく出口での課税を保険会社に指導すべきです。</p>	
35	その他	<p>このパブリックコメントは、フィデューシャリー・デューティーに関するものだと理解しております。金融行政の目下の課題には、フィデューシャリー・デューティーとともに、InsurTech の育成があると理解しております。</p> <p>InsurTech の揺籃期においては、レジャー保険といった、実質的には被保険利益がなく、ノリで入る保険も認める必要があると考えられ、両者には政策的矛盾・対立が一時的には生じざるを得ないものと考えております。従って、目下、InsurTech の推進母体である少額短期保険業者向けの監督指針には、本監督指針のような改正が行われることはなく、かつそのような行政指導も行われることがないことを確認させて頂きたいと考えております。ご当局の InsurTech 推進のためにも、ぜひ明確なご回答を頂くことをお願いいたします。</p>	<p>デジタル技術を活用した商品を取り扱う場合等においても、顧客本位の業務運営を実現されることを期待しております。デジタライゼーションの進展への対応と顧客本位の業務運営は矛盾するものではないと考えております。</p> <p>また、少額短期保険業者向けの監督指針においても、商品概要書の記載事項に販売時の留意点等に係る項目を追加する等、本監督指針と同様の趣旨での改正を検討しております。</p>
36	その他	<p>商品審査においては、商品の加入目的や販売方法等その他、今日的には、特に情報端末から保険加入を想定した場合において、取得した情報の利用に関する着眼点も必要ではないか。InsurTech 関係者が、Auth 認証でここまで取っているのといえるほどの個人情報が出ると誇っていたとの話も聞く。是非、今回の改正にこのような点も織り込んで頂きたい。</p>	<p>保険業法施行規則第 11 条第 2 号の 2 で情報端末等を利用する場合の審査基準が定められております。また、監督指針Ⅳ-1-12（今回の改正でⅣ-1-13）において、インターネットによる商品販売の取扱いとして、審査上の留意点を定めております。</p> <p>貴重なご意見として承り、今後の参考とさせていただきます。</p>

No.	項目	コメントの概要	金融庁の考え方
37	その他	<p>保険商品に対する加入目的、それに応える商品設計というのは、最近、かなり曖昧になっていないか。例えば有名 SNS で加入できる超小口の損害保険がある。これは、形式的には保険利益は存在するかもしれないが、本質的に、保険でカバーする必要性を持った人はいるのだろうか。最近ではさらに、P2P 保険等、いわゆるカッコいい言葉で、このような必要のない保険を糊塗するような動きも激しい。InsurTech という流行り言葉に乗る形で、荒稼ぎしてやろうと、保険数理士、SE、弁護士、会計士と、あらゆる分野からの参入が見られる。そして、このような保険ではない保険であるにも関わらず、有名な経済新聞紙でさえも、まるで時代の寵児のように持ち囃している。さらに当局も、このような保険もどきに規制サンドボックスの安易な適用等、後から振り返って、本当に大丈夫なのだろうかと思われるような動きをしているようではない。ただ勘違いしないで欲しい。InsurTech 自体を否定しているのではないのだ。こういう InsurTech が必要とされる時代だからこそ、まさに今回のパブコメが求めているような、保険本来の必要性が厳しく問われるべきなのだ。強欲な資本家から、保険契約者を守るためには、今回のパブコメは、その第一歩ではあるとしても、いかにも力不足である。今回のパブコメに反対するものではないが、さらなる取組みに期待したい。</p>	<p>貴重なご意見として承り、今後の参考とさせていただきます。</p>
38	その他	<p>今回の改正案の背景には、法人向け生保商品や外貨建保険など、保険としての適合性に関する問題が顕在化したことがあると承知している。このような問題への対処は、フォワードルッキングでなければならない。これから大きな問題となりそうなのは、いわゆるスマホ保険やレジャー保険といった、携帯端末で気軽に加入する小口保険であろう。このような商品は、従来は、保険会社側では小口の割に手間が大きくビジネスに乗らないとされ、消費者側では損害額が大きくなり被保険利益がないとされてきた。しかしながら、情報技術の発展によりこの前提が変わってきている。このような状況において、当局は、フォワードルッキングな対応が求められよう。妙に物分かりの良い人は、今後</p>	<p>貴重なご意見として承り、今後の参考とさせていただきます。</p>

No.	項目	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>は、このような手軽に入れる小口の保険が重要になるというであろう。確かにそのようなものもあるかもしれないが、大半はやはり被保険利益のない、ノリで入り、消費者にとっては気付かないうちに損をしてしまう保険であり、近い将来、商品審査・募集取締が必要となることは想像に難くない。従って、今回の改正の趣旨を踏まえつつも、さらにフォワードルッキングの視点を持ち、このような保険に対する商品審査上の留意点も追加頂くようお願いしたい。</p>	